別紙様式３

平成３０年度　【　学園研究費助成金＜ Ｂ ＞　】研究成果報告書

学部名　　現代マネジメント学部

ﾌﾘｶﾞﾅ　　イ　バタ　ヨウ ヘイ
氏　名　　井 畑　陽 平

研究期間　　平成３０年度

研究課題名　　「データの独占」を巡る競争法と消費者保護法との交錯

研究組織

	氏　　名	学　　部	職　　位
研究代表者	井 畑　陽 平	現代マネジメント	准 教 授
研究分担者			
研究分担者			

１．本研究開始の背景や目的等（200 字～300 字程度で記述）

　平成２９年度から現在遂行中の科研費課題は、基本的には、供給側（supply-side）から、情報（データ）が競争に与える影響を検討しようとするものである。これに対して、本研究では、GAFA（Google、Apple、Facebook、それに Amazon）と俗称されるプラットフォーマーによるデータの「独占」を前提として、競争法上の問題解消措置を採ることがもたらす消費者保護法上の（特に、個人情報の保護にかかる）法的な論点析出を試みようとするものである。したがって、現在、研究代表者として遂行中の科研費課題を補完する関係にある。
　上で指摘した問題について、米欧の最新の文献等に基づき、米欧諸国での対応と各論点がどのように検討されているのか究明することを目的とした。

２．研究の推進方策（300 字程度で記述）

　本研究では、研究代表者が単独で、米国及び EU 法にかかる判例・学説を主たる検討対象として、上記「背景・目的等」で掲げた論点について米国や EU の競争当局がどのように問題点を整理し対応しているのかを検討した。
　具体的には、以下の二つの作業を行った。第一に、米国及び EU の裁判所判例（一次資料・具体的なケース）の内在的分析、第二に、欧米で実務家・研究者に広く参照される競争法関連の二次資料に依拠したケースにかかる論点整理である。判例等の研究にあたって、研究費を用いて Elhauge & Geradin, GLOBAL ANTITRUST LAW AND ECONOMICS (3rd ed. 2018) 及び Ezrachi, EU COMPETITION LAW (6th ed. 2018) 等を購入し、考察を深めた。

３．研究成果の概要（600 字～800 字程度で記述）

世界的な情報技術の発展に伴い（モノのインターネット化＝IoT など、その最たるものである）、GAFA に代表されるプラットフォーマーが、急速に、その事業規模を拡大しつつある。わが国の関連する先行研究に限定すると、当該先行研究においては、第一に、競争法上の論点の所在すら十分に共有されているとはいえない「（供給者間の）情報の共有」が内包する法的課題を明らかにした点、第二に、これらの課題に対する競争法に基づく法規制の必要性を説得的に論じてきた点で、大きな功績があった。

本研究は、これら二点について、敷衍して考察を深めようと試みた。すなわち、競争法上の問題を解消しようとするときに配慮しなければいけない別の法的な利益との調整（比較衡量）についての法的分析の前提となる諸論点を整理及び検討し、本研究課題の申請者が研究代表者として採択されている科研費・基盤研究（C）で明らかにしたいと考える課題の総合的な理解につなげることを心がけた。また、平成 28 年度まで与えられた若手研究（B）や学園研（B）で得られた知見を、積極的に近時の実例へ応用して、分析した。

今回の研究で十分に検討できなかった問題として、シェアリング・エコノミーに関わる学際的な（法学者と経済学者との共著）研究成果が米欧で爆発的に公刊されており、特に、経済学の立場から説明する文献にかかる議論の集約が途上にある。現時点で整理できていない既存の諸学説の議論の集約と考察とは、今後の検討課題としたい。

本研究の成果は、既に公正取引等の専門的な機関誌投稿済みであり、また、弁護士等の実務家や企業で法務を担当するものが多数参加する国際取引研究会において研究成果の一部についてPPT に要約して発表した。引き続き、成果に対する諸賢の批判を仰ぎたいと考えている。

４．キーワード（本研究のキーワードを１以上８以内で記載）

①　個人データ	②　消費者保護	③　独占禁止法	④　競争政策
⑤	⑥	⑦	⑧

５．研究成果及び今後の展望（公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著書名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他○名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。）

【論説】

井畑陽平「GDS サービス供給者が課した垂直的制限とシャーマン反トラスト法 1 条」公正取引第 817 号・2018 年 11 月（刊行予定）※ 原稿受領証明を添付

【研究報告】

井畑陽平「米国におけるプライバシー保護規制について」2018 年 07 月 17 日（@名古屋商工会議所　第 141 回国際取引研究会）※ 名古屋商工会議所の当該研究会を告知するウェブページを添付